

国民年金

国民年金保険料を免除する制度があります

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、職業・性別に関係なく、すべて国民年金に加入し、会社員や公務員などは、同時に、厚生年金保険や共済組合に加入することになっています。

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などもあります。

ただし、これらの年金の支給を受けるためには、国民年金制度に加入して、きちんと保険料を納めていることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」をご利用ください。

承認を受けると、平成23年7月分から平成24年6月分までの国民年金保険料の納付が免除されます。ただし、さかのぼって承認された場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金の要件に該当しない場合があります。

免除などの申請は、市役所国民年金担当窓口で行ってください。(原則として、毎年度手続きが必要です。)
※免除制度を利用するためには前年の所得がなくても所得申告が必要です。

※申請の時期が、1月から6月までの間の場合、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が起きたときに、年金を受け取れなくなる場合があります。

免除制度の種類

国民年金の免除制度は、大きく区分して2種類あります。

法定免除……障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが、届出をすると保険料の納付義務が免除されます。

申請免除……所得が一定の基準より少ないときや、失業・災害に合ったため保険料を納付することが著しく困難なときなどに、被保険者本人の申請により保険料の納付義務が免除されます。

原則として、申請者本人・配偶者・世帯主の前年の所得で審査されます。所得に応じて4段階の基準額があり、基準額以下であれば、全額免除のほか、保険料の4分の1・半額・4分の3を納付すると、残りの保険料の納付が免除される一部納付(一部免除)があります。

退職(失業)の特例

免除などには、退職(失業)による特例免除があります。

免除は、原則として申請者本人・配偶者・世帯主の前年の所得で審査されますが、これらの方の中で、申請する年度または前年度に退職された方は、雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付することにより、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査が行われます。

ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは、保険料免除が認められない場合があります。

保険料免除期間の扱い

保険料免除が承認された期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算のときに、国庫負担に相当する額(現在は年金額の2分の1、一部納付した期間は、国庫負担分はその保険料分も加算)が算入されます。

また、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

このほか、30歳未満の方には、本人および配偶者の所得(世帯主の所得は判断の対象外)で保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」、学生の方には、本人の所得のみの審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。
この猶予制度の承認を受けた期間

は、老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格要件には算入されます。

保険料の追納

将来受け取る年金額が少なくならないように、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付することができ「追納制度」があります。免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

●免除対象となる所得金額の目安 ※()内は収入金額

| 扶養人数 | 全額免除 | 4分の3免除 | 2分の1免除 | 4分の1免除 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 3人扶養 (夫婦、子ども2人) | 162万円 (257万円) | 230万円 (354万円) | 282万円 (420万円) | 335万円 (486万円) |
| 1人扶養 (夫婦のみ) | 92万円 (157万円) | 142万円 (229万円) | 195万円 (304万円) | 247万円 (376万円) |
| 扶養なし | 57万円 (122万円) | 93万円 (158万円) | 141万円 (277万円) | 189万円 (296万円) |

◆照会先

国保年金課年金係
美濃加茂年金事務所
☎0574-26724
☎0574-28181